

特定処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

○「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、これまでに何度か拡充が行われてきました。令和元年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当施設におきましても加算算定を行っております。この加算を算定するためには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

1. 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。
2. 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
3. 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

○介護職員処遇改善加算等の取得状況・職場環境要件の掲示について

「見える化要件」に基づき、当施設の処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして以下の通り公表いたします。

＜介護職員等特定処遇改善加算の取得状況＞

介護老人保健施設みやじま : 処遇改善加算Ⅰ 特定処遇改善加算Ⅱ

＜職場環境等要件における具体的な取組＞

1. 入職促進に向けた取組
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組の構築
2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
3. 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
4. 腰痛等を含む心身の健康管理
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
5. 生産性向上のための業務改善の取組
 - ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
6. やりがい・働きがいの醸成
 - ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善